

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月22日
【会社名】	株式会社ファーストエスコ
【英訳名】	The First Energy Service Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 島崎知格
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲二丁目7番12号
【電話番号】	03-5299-8521
【事務連絡者氏名】	常務取締役 小池久士
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲二丁目7番12号
【電話番号】	03-5299-8521
【事務連絡者氏名】	常務取締役 小池久士
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	その他の者に対する割当 721,105,000円 一般募集 1,254,510,400円 オーバーアロットメントによる売出し 200,879,250円

(注) 1 . その他の者に対する割当の募集金額は、発行価額の総額であり、平成26年8月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2 . 一般募集の募集金額は、発行価額の総額であり、平成26年8月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

ただし、今回の一般募集における募集の方法は、引受人が発行価額にて買取受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

3 . 売出金額は、売出価額の総額であり、平成26年8月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】

1. 今回の募集(一般募集によるものをいい、その他の者に対する割当によるものを除く。)及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,200,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

(注) 1. 平成26年8月22日(金)開催の取締役会決議によります。

- 上記発行数は、後記「2 株式募集の方法及び条件 (1)募集の方法」に記載のとおり、一般募集(以下「一般募集」という。)1,430,000株及びその他の者に対する割当(以下「その他の者に対する割当」という。)770,000株の合計であります。
- 一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から214,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 一般募集及びその他の者に対する割当とは別に、平成26年8月22日(金)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式214,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
- 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

一般募集については、平成26年9月3日(水)から平成26年9月9日(火)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け(一般募集)」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

その他の者に対する割当については、上記一般募集における発行価格と同一の発行価格にて第三者割当を行います。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	770,000株	721,105,000	360,552,500
一般募集	1,430,000株	1,254,510,400	627,255,200
計(総発行株式)	2,200,000株	1,975,615,400	987,807,700

(注) 1. 一般募集については、金融商品取引業者の買取引受けにより募集し、その他の者に対する割当については、第三者割当の方法によります。

その他の者に対する割当については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 その他の者に対する割当について」及び後記「第3 第三者割当の場合の特記事項」もご参照下さい。

2. 一般募集の発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、一般募集及びその他の者に対する割当の資本組入額の総額は、それぞれ会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成26年8月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】(一般募集)

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1.2. 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1.2.	未定 (注)1.	100株	自平成26年9月10日(水) 至平成26年9月11日(木) (注)3.	1株につき発行価格と同一の金額	平成26年9月17日(水) (注)3.

(注)1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成26年9月3日(水)から平成26年9月9日(火)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、一般募集の資本組入額は、一般募集の資本組入額の総額を一般募集の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集の発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.fesco.co.jp/>) (以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成26年9月2日(火)から平成26年9月9日(火)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成26年9月3日(水)から平成26年9月9日(火)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年9月3日(水)の場合、申込期間は「自 平成26年9月4日(木) 至 平成26年9月5日(金)」、払込期日は「平成26年9月10日(水)」

発行価格等決定日が平成26年9月4日(木)の場合、申込期間は「自 平成26年9月5日(金) 至 平成26年9月8日(月)」、払込期日は「平成26年9月11日(木)」

発行価格等決定日が平成26年9月5日(金)の場合、申込期間は「自 平成26年9月8日(月) 至 平成26年9月9日(火)」、払込期日は「平成26年9月12日(金)」

発行価格等決定日が平成26年9月8日(月)の場合、申込期間は「自 平成26年9月9日(火) 至 平成26年9月10日(水)」、払込期日は「平成26年9月16日(火)」

発行価格等決定日が平成26年9月9日(火)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所(一般募集)へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
5. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
6. 申込証拠金には、利息をつけません。
7. 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年9月3日(水)の場合、受渡期日は「平成26年9月11日(木)」

発行価格等決定日が平成26年9月4日(木)の場合、受渡期日は「平成26年9月12日(金)」

発行価格等決定日が平成26年9月5日(金)の場合、受渡期日は「平成26年9月16日(火)」

発行価格等決定日が平成26年9月8日(月)の場合、受渡期日は「平成26年9月17日(水)」

発行価格等決定日が平成26年9月9日(火)の場合、受渡期日は「平成26年9月18日(木)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3)【申込取扱場所】(一般募集)

後記「3 株式の引受け(一般募集)」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4)【払込取扱場所】(一般募集)

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 麹町中央支店	東京都千代田区麹町四丁目1番地

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

(5)【募集の条件】(その他の者に対する割当)

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株 数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	100株	自 平成26年9月10日(水) 至 平成26年9月11日(木) (注)1.	該当事項はあ りません。	平成26年9月17日(水) (注)1.

(注)1. 発行価格、申込期間及び払込期日については、前記「(2)募集の条件(一般募集)」において決定される発行価格、申込期間及び払込期日とそれぞれ同一といたします。なお、その他の者に対する割当の資本組入額は、その他の者に対する割当の資本組入額の総額をその他の者に対する割当の発行数で除した金額とします。

2. 全株式を日本テクノ株式会社に割当て、一般募集は行いません。
3. 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所(その他の者に対する割当)へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所(その他の者に対する割当)へ発行価格を払込むものとします。

(6)【申込取扱場所】(その他の者に対する割当)

店名	所在地
株式会社ファーストエスコ 本店	東京都中央区八重洲二丁目7番12号

(7)【払込取扱場所】(その他の者に対する割当)

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 麹町中央支店	東京都千代田区麹町四丁目1番地

3【株式の引受け】(一般募集)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	1,144,000株	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所(一般募集)へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	286,000株	
計	-	1,430,000株	-

(注) その他の者に対する割当については、株式の引受けは行いません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,975,615,400	16,000,000	1,959,615,400

(注) 1. 一般募集の引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額(発行価額の総額の計)は、平成26年8月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,959,615,400円については、一般募集及びその他の者に対する割当と同日付をもって決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限186,176,560円と合わせ、手取概算額合計上限2,145,791,960円について、平成28年6月末までに全額を当社連結子会社のアールイー大分株式会社への投融資資金として充当する予定であります。

なお、アールイー大分株式会社は平成28年6月末までに当社からの投融資資金を、現在大分県豊後大野市において進めている、木質バイオマスを燃料とする発電所（仮称：大分第2木質バイオマス発電所）建設の設備投資資金に充当する予定であります。当該発電所については、既に土地売買契約を締結し、固定価格買取制度の設備認定を取得しております。また、当該建設に係る資金調達のため、コミットメント型シンジケートローン契約を締結しております。

なお、当社グループの設備計画は本有価証券届出書提出日（平成26年8月22日）現在以下のとおりとなっております。

会社名	所在地	セグメントの種類	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定月		完成後の増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
アールイー大分(株)	大分県豊後大野市	グリーンエネルギー事業	発電設備及び土地等	8,000	355	増資資金、自己資金及び借入金	平成26年8月	平成28年6月	(注)

(注) 完成後の増加能力は、送電量で約12万MWh/年（送電端）の増加を想定しております。

第2【売出要項】

1【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	214,500株	200,879,250	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

(注)1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から214,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集の発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.fesco.co.jp/>)(新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 売出価額の総額は、平成26年8月15日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1.	自 平成26年9月10日(水) 至 平成26年9月11日(木) (注)1.	100株	1株につき 売出価格と 同一の金額	野村證券株式会社の 本店及び全国各 支店		

(注)1. 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2)募集の条件(一般募集)」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2. 株式の受渡期日は、平成26年9月18日(木)()であります。

ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2)募集の条件(一般募集)」における株式の受渡期日と同一といたします。

3. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

4. 申込証拠金には、利息をつけません。

5. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社から当社株主から214,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、214,500株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われぬ場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社から上記当社株主から借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成26年8月22日(金)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式214,500株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を、平成26年10月3日(金)を払込期日として行うことを決議しております。(注)1.

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年9月26日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注)2.)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がある限度で減少し、又は発行そのものが全く行われぬ場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われぬ場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) 1. 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 214,500株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価格と同一とする。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先 | 野村證券株式会社 |
| (5) 申込期間(申込期日) | 平成26年10月2日(木) |
| (6) 払込期日 | 平成26年10月3日(金) |
| (7) 申込株数単位 | 100株 |

2. シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成26年9月3日(水)の場合、「平成26年9月6日(土)から平成26年9月26日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成26年9月4日(木)の場合、「平成26年9月9日(火)から平成26年9月26日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成26年9月5日(金)の場合、「平成26年9月10日(水)から平成26年9月26日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成26年9月8日(月)の場合、「平成26年9月11日(木)から平成26年9月26日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成26年9月9日(火)の場合、「平成26年9月12日(金)から平成26年9月26日(金)までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、その他の者に対する割当の割当先である日本テクノ株式会社は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等(ただし、一般募集、その他の者に対する割当、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

3 その他の者に対する割当について

一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しと並行して、当社は平成26年8月22日(金)開催の取締役会において日本テクノ株式会社を割当先とする当社普通株式770,000株の第三者割当増資(その他の者に対する割当)を行うことを決議しております。

後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c.割当予定先の選定理由」に記載のとおり、今後の新たな省エネルギー、及び再生可能エネルギーに関する取引関係及び協調関係を継続発展するためにその他の者に対する割当を行うものであります。その他の者に対する割当にあたり、当社は日本証券業協会の定める株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則第2条第3項に基づく一般募集の引受人からの要請を遵守しており、仮にその他の者に対する割当が一般募集における親引け(発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)として行われた場合であっても、実質的に、同規則第2条第2項に規定する親引けの禁止の例外に該当するものであります。なお、一般募集が中止となる場合は、その他の者に対する割当も中止いたします。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	日本テクノ株式会社	
	本店の所在地	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 馬本 英一	
	資本金	5億7,194万円	
	事業の内容	1. キュービクル常時監視システム販売および電力コンサルティング 2. 高圧電気設備保安全管理・点検業務 3. 電気料金自動検針事業 4. 電力小売事業 5. 一般電気工事 6. 住宅省エネ化事業	
主たる出資者及びその出資比率	馬本 英一（日本テクノ(株) 代表取締役社長） 62.4% 東邦電子(株) 13.9% 日本テクノ(株) 11.9% 三菱UFJキャピタル(株) 2.0% りそなキャピタル(株) 1.7%		
b. 当社と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数（平成26年6月30日現在）	
		割当予定先が保有している当社の株式の数（平成26年6月30日現在）	5,104,400株（当社の発行済株式総数の35.1%）
	人事関係	当社と割当予定先の間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引等の関係	当社グループ会社より割当予定先へ、電力販売を行っております。	
c. 割当予定先の選定理由	<p>割当予定先は特定規模電気事業者（PPS）として電力小売り事業を展開しております。割当予定先の電力小売り事業の今後の展開においては、企業の環境負荷低減に対する要請に複数の選択肢を提供することが求められており、当社のエネルギーの効率的利用を推進するビジネスとの協調が期待されております。このような背景のもと、現在、当社グループ会社より割当予定先へ電力販売を行っておりますが、その金額は連結売上高の51.4%を占めるに至っております。割当予定先との取引関係及び協調関係を継続発展させ、今後の新たな省エネルギー、及び再生可能エネルギーに関するビジネス展開を図り、安定的な電気の販売先を確保出来る点で、企業価値向上に資すると考えたため、日本テクノ株式会社を割当先として選定しました。</p>		
d. 割り当てようとする株式の数	当社普通株式 770,000株		

e . 株券等の保有方針	<p>割当予定先からは、当社を事業展開におけるパートナーと位置付け、当社株式を中長期保有する方針と確認しております。</p> <p>割当予定先より、当該割当予定先がその他の者に対する割当の払込期日から2年以内に、割当新株式の全部又は一部を第三者に譲渡した場合には、当社に直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を書面により報告する旨、並びに当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所に報告し、当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて同意する旨の確約をいただきます。</p> <p>なお、割当予定先は、野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡り日から起算して180日目の日に終了する期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。</p>
f . 払込みに要する資金等の状況	<p>当社は、割当予定先の最近の財産状況に関し、割当予定先作成の平成25年12月31日現在の貸借対照表、損益計算書及び平成26年7月31日現在の銀行預金通帳の写しを受領しております。これらの資料から、割当予定先が通常の事業活動を継続する過程において、この度の増資に伴う払込資金を十分に有していること、また直近の預金残高を銀行預金通帳にて確認しております。割当予定先からは、払込日においては、前記の同社流動性資金からの充当を予定していることを確認しております。</p>
g . 割当予定先の実態	<p>当社は、第三者機関である株式会社JPリサーチ&コンサルティング(所在地：東京都港区、代表取締役：古野啓介、資本金：1,000万円)に対し、割当予定先である日本テクノ株式会社並びに日本テクノ株式会社の株主、役員、役員の兼任企業、その他関係企業等の反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいい、暴力団、暴力団員又はこれらに準じるものを含む。)の関与の有無(反社会的勢力への加盟・所属の有無及び過去の反社会的又は反市場的行為の有無を含むがこれに限られない。)の調査を依頼し、株式会社JPリサーチ&コンサルティングからは、調査対象企業及び個人に関わる書類・資料の査閲、分析、検証及び過去の行為・属性情報、訴訟歴、破産歴等の確認、各関係機関への照会並びに風評収集、現地調査等を行った結果、割当予定先が第三者割当増資における割当先として不適切とする反社会的属性及び反社会的行為等は確認されなかった旨の報告を受けることにより、当社は、割当予定先並びにその主たる出資者、子会社及び役員等が反社会的勢力に該当せず、また反社会的勢力に関与していないことを確認し、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。</p> <p>また、当社は、割当予定先から、同社及び同社の役員又は主な出資者が反社会的勢力と何らの関係(経営、運営の関与、資金提供その他の行為を含むがこれに限られない。)を有していないことについての誓約書を受領しております。</p>

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

その他の者に対する割当の発行価格は、一般募集の発行価格と同額といたします。一般募集の発行価格は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により決定いたします。

したがって、その他の者に対する割当の発行価格(払込金額)の決定方法は、会社法第201条第2項に定める「公正な価額による払込みを実現するために適当な払込金額の決定の方法」に該当する適切な決定方法であると当社は判断しており、その他の者に対する割当の発行価格(払込金額)は会社法に定める特に有利な条件には該当しないものと判断しております。なお、発行価格(払込金額)の決定方法に係る適法性につきましては、平成26年8月22日(金)開催の取締役会において、監査役3名全員(うち社外監査役3名)が適法である旨意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

その他の者に対する割当により発行される株式数は770,000株(議決権の数7,700個)であり、平成26年8月22日現在の当社の発行済株式総数14,550,100株に対する割合は5.3%(平成26年8月22日現在の総議決権数145,501個に対する割合は5.3%)に相当するものであります。なお、一般募集及びその他の者に対する割当並びに本件第三者割当増資により発行される合計株式数は最大2,414,500株(議決権の数最大24,145個)であり、平成26年8月22日現在の当社の発行済株式総数14,550,100株に対する割合は最大16.6%(平成26年8月22日現在の総議決権数145,501個に対する割合は16.6%)に相当するものであります。これにより結果として株式の希薄化が生じることとなりますが、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」に記載のとおり、今回の調達資金は、当社連結子会社の設備投資を目的とする投融資資金へ充当する予定であります。この連結子会社設備は木質バイオマス発電設備であり、平成26年3月31日に固定価格買取制度の設備認定を経済産業省より取得しており、20年間の安定した価格による売電が可能となっております。これは、平成26年4月に閣議決定された「エネルギー基本計画」による再生可能エネルギー導入を最大限加速するという国策に合致するものであり、同設備の燃料である未利用材や一般木材を有効利用することにより林業、加工、運搬をも含めた地域経済の発展に寄与するものであります。地域経済の発展とともに、新規開発の木質バイオマス発電所が稼働することにより、当社グループの業績が向上し財務基盤を安定化させるとともに、企業価値向上に資するものと考えております。したがって今回の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
日本テクノ株式会社	東京都新宿区西新宿 1-25-1	5,104,400	35.08	5,874,400	34.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1 -8-11	786,800	5.41	786,800	4.64
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1 -8-12	503,600	3.46	503,600	2.97
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋 茅場町1-2-10	395,000	2.71	395,000	2.33
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1 -6-1	360,900	2.48	360,900	2.13
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	P.O.BOX 351 BOSTN MASSACHUSETTS 02101 U.S.A (東京都中央区月島4 丁目16-13)	251,800	1.73	251,800	1.48
BNYM SA/NV FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNT E LSCB (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	ONE CHURCHILL OLACE LONDON E14 SHP UNITED KINGDOM (東京都千代田区大手 町1丁目2番3号)	247,700	1.70	247,700	1.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2 -11-3	206,000	1.42	206,000	1.21
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿 1-28-1	200,000	1.37	200,000	1.18
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町 1-4	179,000	1.23	179,000	1.06
計		8,235,200	56.60	9,005,200	53.08

(注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は平成26年6月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年6月30日現在の所有株式数及び総議決権数に一般募集及びその他の者に対する割当による増加分を加味し、本件第三者割当増資に対する申込みが全て行われた場合の数字であります。

3. 平成26年8月15日までの間において、平成26年7月22日付で大和証券投資信託委託株式会社から提出された大量保有報告書に関する変更報告書により、平成26年7月15日現在、1,242,900株(株券等保有割合8.54%)を保有している旨報告を受けておりますが、当社として本有価証券届出書提出日(平成26年8月22日)現在における実質所有状況の確認ができませんので、上記大株主の状況には記載していません。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1. 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(*1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(*2)又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(*2)に係る有価証券の借入れ(*3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成26年8月23日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成26年9月3日から平成26年9月9日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。

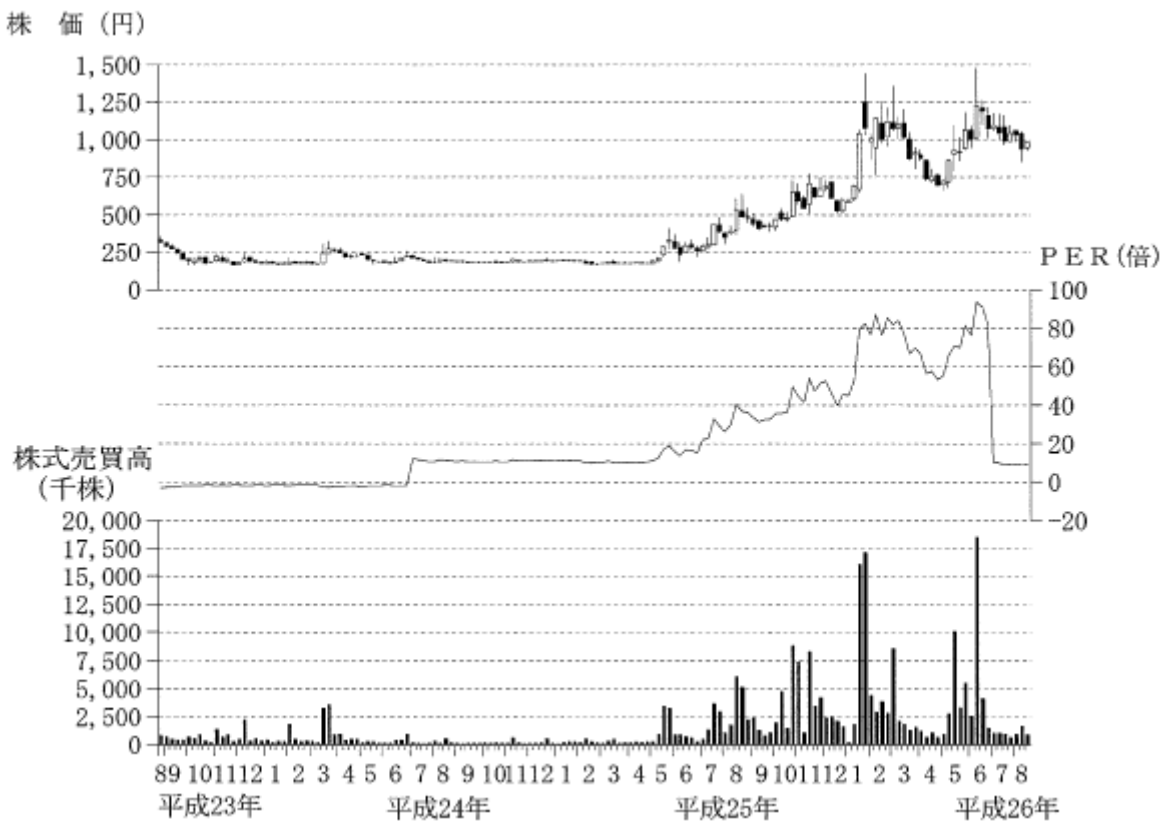
2. 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、一般募集の資本組入額、その他の者に対する割当の資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(その他の者に対する割当の発行価額の総額、その他の者に対する割当の資本組入額の総額、一般募集の発行価額の総額、一般募集の資本組入額の総額、発行価額の総額の計、資本組入額の総額の計、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.fesco.co.jp/>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

(株価情報等)

1【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成23年8月22日から平成26年8月15日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



(注) 1 . 当社は平成26年1月1日付で普通株式1株につき、100株の株式分割を行っており、株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)については、下記(注) 2 . 乃至 4 . に記載のとおり、当該株式分割を考慮したものとしております。

- 2 . ・ 株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 なお、平成26年1月1日付株式分割の権利落ち前の株価については、当該株価を100で除して得た数値を株価としております。
 ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

3 . P E R の算出は、以下の算式によります。

$$P E R (\text{倍}) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純損益}}$$

・ 週末の終値については、平成26年1月1日付株式分割の権利落ち前は当該終値を100で除して得た数値を週末の終値としております。

・ 1株当たりの当期純損益は、以下の数値を使用しております。

平成23年8月22日から平成24年6月30日については、平成23年6月期有価証券報告書の平成23年6月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を100で除して得た数値を使用。

平成24年7月1日から平成25年6月30日については、平成24年6月期有価証券報告書の平成24年6月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を100で除して得た数値を使用。

平成25年7月1日から平成26年6月30日については、平成25年6月期有価証券報告書の平成25年6月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を100で除して得た数値を使用。

平成26年7月1日から平成26年8月15日については、平成26年6月期の未監査の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

(平成23年6月期は1株当たり当期純損失を計上しているため、PERはマイナスとなっております。)

4. 株式売買高については、平成26年1月1日付株式分割の権利落ち前は当該株式売買高に100を乗じて得た数値を株式売買高としております。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成26年2月22日から平成26年8月15日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数(株)	株券等保有割合(%)
大和証券投資信託委託株式会社	平成26年2月28日	平成26年3月6日	大量保有報告書	864,000	5.94
大和証券投資信託委託株式会社	平成26年3月31日	平成26年4月3日	変更報告書	1,055,100	7.25
大和証券投資信託委託株式会社	平成26年5月15日	平成26年5月21日	変更報告書	1,324,600	9.10
D I A Mアセットマネジメント株式会社	平成26年6月13日	平成26年6月18日	変更報告書	601,600	4.13
大和証券投資信託委託株式会社	平成26年6月13日	平成26年6月19日	変更報告書	1,043,400	7.17
大和証券投資信託委託株式会社	平成26年7月15日	平成26年7月22日	変更報告書	1,242,900	8.54

(注) 上記大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成26年8月22日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、以下のとおり変更及び追加がありました。以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については___ 罫で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日（平成26年8月22日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

[事業等のリスク]

「事業等のリスク」には、当社グループの財政状態、経営成績並びに現在及び将来の事業等に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。

将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成26年8月22日）現在において、当社グループが入手可能な情報等に基づいて判断したものです。

省エネルギー支援サービス事業について

パフォーマンス契約であること

省エネルギー支援サービス事業は、対象施設全体のエネルギー使用状況に関する調査、診断、コンサルティングから施工、維持管理、その後の効果の測定・検証の提供までを一貫して行い、実施した省エネルギー対策について、一定の省エネルギー効果を保証するものです。

ギャランティード・セイビングス契約は、ESCO事業者による省エネルギー方策の提案に基づき、顧客企業が省エネルギー設備の投資を実施し、資金調達も顧客企業が行うものです。ESCO事業者は、省エネルギー設備導入による効果を測定・検証します。

シェアード・セイビングス契約は、ESCO事業者が顧客企業に代わり省エネルギー設備の設備投資を行うものであり、省エネルギー設備導入により生じる顧客企業におけるコスト削減効果を、顧客とESCO事業者が分けあうものです。当社グループにおける契約形態は、シェアード・セイビングス契約が中心となっております。

ギャランティード・セイビングス契約及びシェアード・セイビングス契約はいずれも、一定のエネルギー削減効果をE S C O事業者が保証するパフォーマンス契約を包含しており、一定の省エネルギー効果の実現できない場合には、E S C O事業者は顧客企業に対してパフォーマンス契約に基づく省エネルギー保証値を補償するリスクを負っております。

またシェアード・セイビングス契約は、E S C O事業者が顧客に代わり省エネルギー設備の投資を行うため、顧客信用力に起因する設備投資に係る回収リスクを潜在的に内包しております。当社グループにおいては、小型案件の一部例外を除いて、金融機関との間で当該回収リスクは金融機関が負うノン・リコース型ファイナンス契約を組成することにより、顧客の倒産リスクを回避しております。

燃料価格の変動について

省エネルギー支援サービス事業の一つのサービス・メニューとしてオンサイト発電サービスがあります。本サービスは、E S C O事業者が顧客に代わり自家発電設備への投資を行い、自家発電設備の運転・維持管理を代行し、顧客に電力等を供給するものです。

本サービス実施のためには、重油・L N G等の発電用燃料を当社グループが調達する必要があります。重油・L N G等の燃料価格は、世界的な原油需要や産油国の動向により変動しますが、燃料価格の高止まり又は著しい高騰等の事象が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

設備の安定稼働について

当社グループが保有するオンサイト発電設備(自家発電代行サービス用設備)等の運営においては、設備が安定稼働するようにメーカー及びメンテナンス会社と十二分に協議を重ね、保守・点検を実施し、運営を行っております。しかしながら、当社グループの想定外の理由に伴い、計画した稼働を行うことが出来ず、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

個別事業の中途清算等について

省エネルギー支援サービス事業の契約形態のうちシェアード・セイビングス契約では設備所有を当社が担っており、顧客とのエネルギーサービス契約は契約終了時に更新又は設備の購入の選択権を顧客が有しております。当事業スキームでは、原則的に設備は法定耐用年数に相当する期間利用することを前提としておりますが、何らかの事情により事業を中止及び契約期間中又は終了時に清算することとなり、顧客が設備購入を選択した場合、購入額と設備の簿価又は設備に係る債務残高との差異、あるいはその他債務の負担等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

グリーンエネルギー事業(再生可能エネルギーによる発電事業)について

当社グループの運営する発電所は、平成24年7月に施行された「電気事業者による再生可能エネルギー 電気の調達に関する特別措置法」(再生可能エネルギー固定価格買取制度)に基づく発電事業を営んでおります。

この制度を背景として、現在、木質バイオマス発電所を大分県日田市及び福島県白河市で、太陽光発電所を大分県日田市で操業しております。固定価格買取制度の電力買取条件については、調達価格等算定委員会にて買取価格等について検討がなされ年度ごとに見直しが行われます。一度適用された買取価格は契約期間中に変更されることはありませんが、新規の設備に適用される買取価格は、その買取価格の変更に伴い当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、政策の転換等により既存の発電所が同制度の適用を受けられなくなった場合、同じく当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

木質バイオマス燃料の確保について

木質バイオマス発電所の運営においては、安定的な燃料を確保することが重要です。当社グループが燃料として使用する木質バイオマス燃料は、伐採木材、製材所や木工加工メーカー等から排出される廃材、建築解体現場から排出される建築廃材等を粉碎加工したものです。当社グループは、木質バイオマス燃料製造会社(以下、「燃料製造会社」)から木質バイオマス燃料を購入いたしますが、自然災害等の不測の事態により燃料製造会社から木質バイオマス燃料の供給が中断する場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

木質バイオマス燃料の品質の確保について

木質バイオマス発電所の運営においては、安定的な燃料量を確保することと共に、その品質の安定化が重要です。当社グループは、調達する木質バイオマス燃料の品質に関し燃料製造会社と契約書や合意書を取り交わしておりますが、想定された規格に満たない品質の燃料、もしくは燃料に異物が混入した場合には、発電設備に損傷を与える可能性があります。当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

設備の安定稼働について

木質バイオマス発電所の運営においては、設備が安定稼働するようにメーカー及びメンテナンス会社と十二分に協議を重ね、保守・点検を実施し、運営を行っております。しかしながら当社グループの想定外の事態が発生し設備が損傷した場合、計画した発電を行うことが出来ず当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

自然災害及び不測の事故等について

当社グループが保有するオンサイト発電設備(自家発電代行サービス用設備)及び木質バイオマス発電所、太陽光発電所、さらには推進中の新設木質バイオマス発電所について、自然災害、人為的なミス、テロ、燃料供給の中断又はその他の不測の事態により、事業運営や事業計画に支障を来し、ひいては顧客企業、周辺地域に悪影響を及ぼす可能性があります。

国のエネルギー政策の転換又は国際社会情勢の変化について

現在、我が国はエネルギー政策基本法に基づき省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入を進めております。また国際社会においては、気候変動に関する国際連合枠組条約に基づき温室効果ガスの削減が取り組まれております。同条約の京都議定書は、これをロシアが正式に批准したことにより、平成17年2月16日に発効し、国際社会における温暖化ガス削減に向けた実効性のある取組みが確立されることになりました。

我が国のエネルギー政策は、施行された再生可能エネルギー固定価格買取制度により今後様々な分野で変革が進行すると予想されます。これらの基本方針や施策の変更により、当社グループの事業運営や業績に大きな影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

当社グループの事業の一部は、「電気事業法」による規制を受けており、本法規を遵守する義務があります。また、経済産業省資源エネルギー庁が実施する新エネルギー事業者支援対象補助金や独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が実施するエネルギー使用合理化事業者支援事業補助金等の交付を受けております。したがって、国の補助金の適正運用を定めた「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用を受けません。

当社グループが保有するオンサイト発電設備においては、廃油(エンジンオイル)の処理が必要であり、当社グループは排出者として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守する義務があります。当社グループがこれら法律及び規制を遵守できなかった場合には、当社グループの事業運営や業績に影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、当社の役員、従業員及び子会社従業員に対するインセンティブを目的としてストックオプション制度を導入しております。会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく新株予約権を当社の役員、従業員及び子会社従業員に対して付与しております。

現在付与している新株予約権に加えて、今後付与される新株予約権の行使が行われた場合、保有株式の株式価値が希薄化する可能性があります。

大株主の状況について

平成23年2月28日付第三者割当増資により日本テクノ(株)は当社の筆頭株主となり、同社が保有する議決権数は平成26年6月30日現在、当社の発行済株式総数の35.1%となっています。このことから、同社による当社株主総会での議決権行使が、当社の事業運営等のガバナンスに影響を与える可能性があります。しかしながら、今後の新たな省エネルギー及び再生可能エネルギーに関するビジネス展開を拡充していく点で、同社との協調関係を構築することは当社の企業価値向上に資するものであり、株主の皆様の利益向上にもつながると考えております。なお、当社の事業活動において、同社からの制約は無く、事業運営上の独立性は確保されていると認識しております。

東日本大震災による影響について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による影響は、当社グループの顧客設備への直接的な被害のほか、当社グループの白河ウッドパワー発電所における放射線量増加や、電力供給力不足による生産性の低下や物流の停滞等広範に亘る結果となりました。これらの悪影響が思うように改善、復旧されず長期化した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

金利の変動について

当社グループは、運転資金、設備投資資金について金融機関から調達しております。調達については、近年の金利水準の動向から条件の有利な変動金利を採用しております。このうち、一部金利スワップ取引を実施することにより金利変動リスクの軽減を図っておりますが、金利が大きく変動した場合は、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

特定取引先への販売について

平成25年7月に株式会社白河ウッドパワーを連結子会社化したことにより、平成26年6月期連結会計年度における日本テクノ(株)への売上高は、当社グループ連結売上高のうち51.4%を占めております。これは、グリーンエナジー事業における木質バイオマス発電所の電力を全量同社へ販売しているためです。同社との販売契約は1年毎に見直しており、当社グループは安定的かつ適正な条件で電力販売を行う方針であります。同社との電力販売契約において販売条件の変更又は解約等が発生した場合や、他の電気事業者と同様の電力販売契約が締結できない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

建設予定の発電所について

当社グループでは、大分県豊後大野市において、大分第2木質バイオマス発電所（仮称）の建設を計画しております。当該建設計画は、既に土地売買契約を締結し、固定価格買取制度の設備認定を取得しており、順次進行しておりますが、予期せぬ事象の発生等により、建設計画が大幅に変更された場合又は当該発電所の完工が遅れた場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第17期事業年度）「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」については、本有価証券届出書提出日（平成26年8月22日）現在以下のとおりとなっております。

会社名	所在地	セグメントの種類	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定月		完成後の増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
アールイー 一大分(株)	大分県豊 後大野市	グリーンエ ナジー事業	発電設備 及び土地 等	8,000	355	増資資金、 自己資金 及び借入金	平成26年8月	平成28年6月	(注)

(注) 完成後の増加能力は、送電量で約12万MWh/年（送電端）の増加を想定しております。

3 臨時報告書の提出

平成25年9月27日開催の当社定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成25年9月27日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

当該臨時報告書の報告内容は下記のとおりであります。

- (1) 株主総会が開催された年月日
平成25年9月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、島崎知格、児島裕和、小池久士、岡本弘之、鈴木信一及び齋藤裕を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	82,475	733	0	(注)1	可決(97.05%)
第2号議案 取締役6名選任の件					
島崎 知格	82,564	647	0	(注)2	可決(97.16%)
児島 裕和	82,562	649	0		可決(97.16%)
小池 久士	82,559	652	0		可決(97.15%)
岡本 弘之	82,559	652	0		可決(97.15%)
鈴木 信一	82,538	673	0		可決(97.13%)
齋藤 裕	82,531	680	0		可決(97.12%)

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

4 最近の業績の概要について

(1)平成26年6月期連結会計年度（平成25年7月1日から平成26年6月30日まで）の業績の概要

平成26年8月8日開催の取締役会において承認し、公表した平成26年6月期連結会計年度（平成25年7月1日から平成26年6月30日まで）の連結財務諸表は以下のとおりであります。

ただし、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了していないため、監査報告書は受領しておりません。

なお、金額については百万円未満を切捨てて表示しております。

[次へ](#)

連結財務諸表

(1) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年 6月30日)	当連結会計年度 (平成26年 6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	535	1,395
受取手形及び売掛金	838	929
貯蔵品	176	179
繰延税金資産	108	346
その他	327	318
貸倒引当金	23	21
流動資産合計	1,962	3,147
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,491	3,130
減価償却累計額	995	1,291
建物及び構築物（純額）	1,495	1,838
機械装置及び運搬具	15,639	16,834
減価償却累計額	9,160	10,570
機械装置及び運搬具（純額）	6,478	6,264
工具、器具及び備品	70	115
減価償却累計額	59	92
工具、器具及び備品（純額）	10	23
土地	387	572
リース資産	609	803
減価償却累計額	302	392
リース資産（純額）	307	411
建設仮勘定	-	60
有形固定資産合計	8,680	9,170
無形固定資産		
電気供給施設利用権	109	114
その他	2	8
無形固定資産合計	112	122
投資その他の資産		
長期前払費用	88	58
長期預け金	248	178
その他	106	31
投資その他の資産合計	443	269
固定資産合計	9,235	9,562
資産合計	11,198	12,710

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年6月30日)	当連結会計年度 (平成26年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	519	542
短期借入金	130	190
1年内返済予定の長期借入金	710	722
未払金	184	202
1年内支払予定の長期未払金	1,042	918
リース債務	87	89
未払法人税等	45	155
賞与引当金	17	17
メンテナンス費用引当金	182	232
契約損失引当金	28	28
その他	222	162
流動負債合計	3,170	3,262
固定負債		
長期借入金	1,616	2,897
長期未払金	4,691	3,254
長期前受金	170	122
リース債務	245	353
資産除去債務	19	19
契約損失引当金	239	224
金利スワップ負債	103	80
長期預り金	251	181
固定負債合計	7,338	7,135
負債合計	10,509	10,397
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000	1,000
利益剰余金	197	1,387
株主資本合計	802	2,387
その他の包括利益累計額		
繰延ヘッジ損益	119	80
その他の包括利益累計額合計	119	80
新株予約権	6	6
純資産合計	689	2,312
負債純資産合計	11,198	12,710

[次へ](#)

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

連結損益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 7月 1日 至 平成25年 6月30日)	当連結会計年度 (自 平成25年 7月 1日 至 平成26年 6月30日)
売上高	6,063	7,622
売上原価	5,093	5,566
売上総利益	969	2,056
販売費及び一般管理費	413	484
営業利益	556	1,571
営業外収益		
受取利息	0	0
助成金収入	0	14
投資有価証券売却益	0	5
持分法による投資利益	87	-
割賦解約益	-	122
その他	2	5
営業外収益合計	92	148
営業外費用		
支払利息	95	104
支払手数料	-	219
貸倒引当金繰入額	55	-
その他	14	11
営業外費用合計	164	334
経常利益	483	1,385
特別利益		
段階取得に係る差益	-	12
負ののれん発生益	-	443
新株予約権戻入益	0	-
特別利益合計	0	455
特別損失		
減損損失	242	220
金利スワップ解約損	-	34
借入金中途解約損	-	28
契約損失引当金繰入額	-	59
その他	22	-
特別損失合計	265	342
税金等調整前当期純利益	218	1,497
法人税、住民税及び事業税	50	151
法人税等調整額	22	238
法人税等合計	28	87
少数株主損益調整前当期純利益	190	1,584
当期純利益	190	1,584

連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 7月 1日 至 平成25年 6月30日)	当連結会計年度 (自 平成25年 7月 1日 至 平成26年 6月30日)
少数株主損益調整前当期純利益	190	1,584
その他の包括利益		
繰延ヘッジ損益	38	39
持分法適用会社に対する持分相当額	16	-
その他の包括利益合計	21	39
包括利益	212	1,623
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	212	1,623
少数株主に係る包括利益	-	-

[前へ](#)[次へ](#)

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

(単位:百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	繰延ヘッジ 損益	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	6,840		6,228	611	141	141		470
当期変動額								
資本金から剰余金への振替	5,840	5,840						
当期純利益			190	190				190
欠損填補		5,840	5,840					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					21	21	6	27
当期変動額合計	5,840		6,030	190	21	21	6	218
当期末残高	1,000		197	802	119	119	6	689

当連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

(単位:百万円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	繰延ヘッジ 損益	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	1,000		197	802	119	119	6	689
当期変動額								
当期純利益			1,584	1,584				1,584
連結子会社増加による利益剰余金増加高			0	0				0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					39	39		39
当期変動額合計			1,584	1,584	39	39		1,623
当期末残高	1,000		1,387	2,387	80	80	6	2,312

[前へ](#)[次へ](#)

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自平成24年7月1日 至平成25年6月30日)	当連結会計年度 (自平成25年7月1日 至平成26年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	218	1,497
減価償却費	1,199	1,194
減損損失	242	220
貸倒引当金の増減額(は減少)	32	1
割賦解約益	-	122
段階取得に係る差損益(は益)	-	12
負ののれん発生益	-	443
固定資産売却損益(は益)	0	-
固定資産除却損	0	-
投資有価証券売却損益(は益)	0	5
新株予約権戻入益	0	-
持分法による投資損益(は益)	87	-
メンテナンス費用引当金の増減額(は減少)	66	31
契約損失引当金の増減額(は減少)	313	15
受取利息及び受取配当金	0	0
助成金収入	-	14
支払利息	95	104
金利スワップ解約損	-	34
借入金中途解約損	-	28
支払手数料	-	219
売上債権の増減額(は増加)	282	90
たな卸資産の増減額(は増加)	4	50
その他の資産の増減額(は増加)	295	61
仕入債務の増減額(は減少)	2	39
預り金の増減額(は減少)	58	76
未収消費税等の増減額(は増加)	13	39
未払消費税等の増減額(は減少)	26	45
その他の負債の増減額(は減少)	21	11
小計	1,753	2,696
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	83	105
法人税等の支払額	30	84
法人税等の還付額	-	1
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,638	2,509
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の売却による収入	2	7
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	134
有形固定資産の取得による支出	836	166
有形固定資産の売却による収入	1	0
無形固定資産の取得による支出	1	7
長期前払費用の取得による支出	0	-
子会社株式の取得による支出	1	-
敷金及び保証金の差入による支出	0	-
助成金の受入による収入	-	14
その他	-	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	835	16

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 平成24年 7月 1日 至 平成25年 6月30日)	当連結会計年度 (自 平成25年 7月 1日 至 平成26年 6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(は減少)	80	10
長期借入れによる収入	-	2,100
長期借入金の返済による支出	414	1,768
セール・アンド・割賦バック取引による収入	630	-
割賦債務の返済による支出	1,064	1,628
手数料の支払額	-	219
金利スワップ解約損の支払額	-	34
新株予約権の発行による収入	6	-
リース債務の返済による支出	81	93
担保に供した預金の増減額(は増加)	160	173
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,004	1,807
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	201	685
現金及び現金同等物の期首残高	464	262
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	0
現金及び現金同等物の期末残高	262	949

[前へ](#)[次へ](#)

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前記に関する注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

1 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績評価をするために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社の事業区分は、当社の内部管理上採用している区分をベースに、顧客企業のエネルギー使用実態の調査・診断及び省エネルギー設備の施工・運用等を行う「省エネルギー支援サービス事業」と、木質バイオマス等の新エネルギーによる発電を行う「グリーンエナジー事業」の2つを報告セグメントとしております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、棚卸資産の評価基準を除き、連結財務諸表の作成のために採用している会計処理の方法と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日) (単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	省エネルギー支援サービス事業	グリーンエナジー事業	計	
売上高				
外部顧客への売上高	3,770	2,292	6,063	6,063
セグメント間の内部売上高又は振替高	630	72	702	702
計	4,400	2,364	6,765	6,765
セグメント利益	130	586	716	716
セグメント資産	6,738	4,267	11,005	11,005
その他の項目				
減価償却費	1,021	177	1,198	1,198
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	136	891	1,027	1,027

当連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日) (単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	省エネルギー支援サービス事業	グリーンエナジー事業	計	
売上高				
外部顧客への売上高	3,449	4,173	7,622	7,622
セグメント間の内部売上高又は振替高	87		87	87
計	3,537	4,173	7,710	7,710
セグメント利益	168	1,535	1,704	1,704
セグメント資産	5,781	6,034	11,815	11,815
その他の項目				
減価償却費	910	282	1,193	1,193
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	317	176	493	493

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には新規連結に伴う増加額を含んでおりません。

4 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	6,765	7,710
セグメント間取引消去	702	87
連結財務諸表の売上高	6,063	7,622

(単位:百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	716	1,704
未実現利益消去	65	13
全社費用(注)	94	119
連結財務諸表の営業利益	556	1,571

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(単位:百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	11,005	11,815
全社資産(注)	192	894
連結財務諸表の資産合計	11,198	12,710

(注) 全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない当社の余資運用資金(現預金)及び管理部門の資産等です。

(単位:百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額(注)		連結財務諸表計上額	
	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度	前連結 会計年度	当連結 会計年度
減価償却費	1,198	1,193	-	-	0	1	1,199	1,194
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,027	493	-	-	0	8	1,028	502

(注) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に本社の設備投資等であります。

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

前連結会計年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計
	省エネルギー支 援サービス事業	グリーンエナ ジー事業	計	
減損損失	242		242	242

当連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計
	省エネルギー支 援サービス事業	グリーンエナ ジー事業	計	
減損損失	220		220	220

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

前連結会計年度(自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成25年7月1日 至 平成26年6月30日)

グリーンエナジー事業において平成25年7月31日に株式会社白河ウッドパワーの全株式を取得し連結子会社化いたしました。これに伴い当連結会計年度において、443百万円の負ののれん発生益を計上しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成24年 7月 1日 至 平成25年 6月30日)	当連結会計年度 (自 平成25年 7月 1日 至 平成26年 6月30日)
1株当たり純資産額	46.95円	158.54円
1株当たり当期純利益金額	13.11円	108.92円
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額		105.15円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成24年 7月 1日 至 平成25年 6月30日)	当連結会計年度 (自 平成25年 7月 1日 至 平成26年 6月30日)
1株当たり当期純利益金額		
連結損益計算書上の当期純利益(百万円)	190	1,584
普通株式に係る当期純利益(百万円)	190	1,584
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	14,550,100	14,550,100
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(株)		880,000
(うち新株予約権(株))		(880,000)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 潜在株式の数 880,000株	

3. 平成26年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合で分割しております。1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

[前へ](#)

[次へ](#)

(2)第18期事業年度(平成25年7月1日から平成26年6月30日まで)の業績の概要

平成26年8月8日開催の取締役会において承認された第18期事業年度(平成25年7月1日から平成26年6月30日まで)の計算書類は以下のとおりであります。

この計算書類は会社法の規定に基づくものであり、金融商品取引法の規定に基づき提出される財務書類ではないため、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人による監査はなされておられません。

なお、金額については百万円未満を切捨てて表示しております

[前へ](#)

[次へ](#)

貸借対照表

(平成26年6月30日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
・流動資産	2,217	・流動負債	2,314
現金及び預金	521	買掛金	388
売掛金	587	短期借入金	190
貯蔵品	89	一年内返済予定長期借入金	289
前渡金	22	未払金	112
前払費用	57	一年内支払予定長期未払金	899
関係会社短期貸付金	142	リース債務	87
未収入金	331	前受金	48
預け金	154	未払費用	2
繰延税金資産	331	未払法人税等	66
その他	0	預り金	8
貸倒引当金	21	賞与引当金	11
・固定資産	7,092	メンテナンス費用引当金	167
1.有形固定資産	4,706	契約損失引当金	28
建物	638	その他	13
機械及び装置	3,654	・固定負債	5,752
工具・器具及び備品	6	長期借入金	1,167
リース資産	407	関係会社長期借入金	445
2.無形固定資産	8	長期未払金	3,214
ソフトウェア	6	リース債務	350
その他	1	長期前受金	122
3.投資その他の資産	2,377	契約損失引当金	224
関係会社株式	1,266	長期預り金	181
関係会社長期貸付金	870	資産除去債務	19
長期前払費用	33	繰延税金負債	26
長期預け金	178	負債合計	8,066
その他	29	純資産の部	
		・株主資本	1,236
		1.資本金	1,000
		2.利益剰余金	236
		その他利益剰余金	236
		繰越利益剰余金	236
		・新株予約権	6
		純資産合計	1,243
資産合計	9,309	負債純資産合計	9,309

[前へ](#)[次へ](#)

損益計算書

(自 平成25年7月1日)
(至 平成26年6月30日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		3,801
売上原価		3,137
売上総利益		664
販売費及び一般管理費		351
営業利益		313
営業外収益		
受取利息	17	
受取手数料	33	
投資有価証券売却益	5	
その他	2	58
営業外費用		
支払利息	36	
支払手数料	33	
その他	5	75
経常利益		295
特別損失		
減損損失	220	
契約損失引当金繰入額	59	280
税引前当期純利益		15
法人税、住民税及び事業税	196	
法人税等調整額	263	460
当期純利益		476

[前へ](#)[次へ](#)

株主資本等変動計算書

（自 平成25年 7月 1日）
（至 平成26年 6月 30日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本			新株予約権	純資産合計	
	資 本 金	利益剰余金				株主資本合計
		そ の 他 利 益 剰 余 金	繰越利益剰余金			
平成25年 7月 1日 期首残高	1,000	239	760	6	766	
事業年度中の変動額						
当期純利益		476	476		476	
事業年度中の変動額 合計		476	476		476	
平成26年 6月 30日 期末残高	1,000	236	1,236	6	1,243	

[前へ](#)

[次へ](#)

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 : 移動平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法 : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - a. 有形固定資産(リース資産を除く)
 - 省エネルギー支援サービス事業用の有形固定資産
 - : 買取りオプションが付与された固定資産については、エネルギー供給サービス契約期間を耐用年数とし、契約期間満了時における資産の見積処分価額を残存価額とする定額法。上記以外については経済的使用可能予測期間を耐用年数とする定額法。
 - その他の有形固定資産 : 定率法
 - b. 無形固定資産(リース資産を除く) : 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
 - c. リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 - : リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法リース取引に関する会計基準の改正適用以前に契約をしたものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (4) 引当金の計上基準
 - a. 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - b. メンテナンス費用引当金
省エネルギー支援サービス事業の機械装置にかかる定期点検等のメンテナンス費用の支出に備えるため、その支出見込額のうち当事業年度末までに負担すべき費用の見積額を計上しております。
 - c. 契約損失引当金
エネルギー供給サービス契約の損失に備えるため、今後、損失発生の可能性が高く、かつ、金額を合理的に見積ることができる契約について、損失見込額を計上しております。
 - d. 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- (5) 消費税等の会計処理 : 税抜方式によっております。
- (6) 連結納税制度の適用 : 当社を連結納税親会社として連結納税制度を適用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

担保に供している資産

関係会社株式 : 1,130百万円

上記の関係会社株式は、子会社である㈱日田ウッドパワーの一年内返済予定長期借入金362百万円、長期借入金1,087百万円及び金利スワップ取引の担保に供しております。

売掛金 : 553百万円

リース資産 : 407百万円

上記資産を割賦及びリースに関する債務に対する譲渡担保等に供しております。なお、上記割賦及びリースに関する債務は、買掛金28百万円、一年内支払予定長期未払金894百万円、長期未払金3,214百万円、リース債務（流動負債）87百万円、リース債務（固定負債）350百万円であります。

担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定額を含む） : 983百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 : 10,354百万円

(3) 偶発債務

債務保証

保証先	金額（百万円）	内容
㈱日田ウッドパワー	1,450	借入債務
㈱ファーストバイオス	16	借入債務
ソレイユ日田㈱	610	借入債務
計	2,076	

デリバティブ取引に対する保証債務

被保証者	契約金額等（百万円）	内容
㈱日田ウッドパワー	1,125	金利スワップ
計	1,125	

上記のデリバティブ取引は、子会社及び関連会社の借入金に関する金利変動リスクを回避する目的のものです。

(4) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権 : 497百万円

長期金銭債権 : 870百万円

短期金銭債務 : 53百万円

長期金銭債務 : 445百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高 : 351百万円

営業取引以外の取引高 : 51百万円

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生主な原因別の内訳

流動資産 繰延税金資産		
未払事業税		1百万円
メンテナンス費用引当金		59百万円
契約損失引当金		10百万円
貸倒引当金		7百万円
賞与引当金		4百万円
税務上の繰越欠損金		331百万円
その他		0百万円
流動資産 繰延税金資産計		414百万円
固定資産 繰延税金資産		
前受金否認		60百万円
減価償却費		833百万円
減損損失		127百万円
契約損失引当金		80百万円
除却固定資産		1百万円
投資有価証券評価損		251百万円
税務上の繰越欠損金		1,837百万円
その他		9百万円
固定資産 繰延税金資産計		3,202百万円
繰延税金資産 小計		3,617百万円
評価性引当額		3,286百万円
繰延税金資産 合計		331百万円
固定負債 繰延税金負債		
未実現利益		26百万円
固定負債 繰延税金負債計		26百万円
繰延税金負債 合計		26百万円
繰延税金資産 純額		304百万円

(注)「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成26年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の38.0%から35.6%になります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は22百万円減少し、法人税等調整額(借方)が同額増加しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械及び装置	1,543	1,151	392
合計	1,543	1,151	392

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	146百万円
1年超	245百万円
合計	392百万円

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失

支払リース料	146百万円
減価償却費相当額	146百万円

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 主要株主

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	日本テクノ㈱	571	高圧受変 電設備の 保安管理 業、電力 販売業	(35.08)		販売取次紹介料	1	売掛金 買掛金	

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(2) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	㈱日田ウッドパ ワー	495	発電事業	100.00	役員の兼任	事業開発コンサル ティング	36	売掛金	3
						業務委託費	24	未収入金	2
						(元金) 子会社の銀行借入 金及び 金利スワップに対 する債務保証	1,450		
							1,125		
子会社	㈱白河ウッドパ ワー	753	発電事業	100.00	役員の兼任	駐車場増設、防塵 ネット、舗装工事	56	売掛金	3
						事業開発コンサル ティング	36		
						業務委託費	24		
						資金の貸付	1,000	短期貸付金	142
						資金の回収	107	長期貸付金	750
資金の借入	245	長期借入金	245						
子会社	㈱ファーストバ イオス	10	燃料販売 運営受託事業	100.00	役員の兼任	経営指導業務	24	売掛金	17
						事業開発コンサル ティング	36		
						新規プロジェクト コンサルティング	132		
						業務委託費	48		
						資金の借入	200	長期借入金	200
子会社の銀行借入 に対する債務保証	16								
銀行借入に対する 被債務保証	983								
子会社	アールイー大分 ㈱	120	発電事業	100.00		資金の貸付	120	長期貸付金	120
子会社	ソレイユ日田㈱	50	発電事業	100.00		子会社の銀行借入 に対する債務保証	610		

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 85円01銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 32円75銭

(注) 平成26年1月1日を効力発生日として、普通株式1株につき100株の割合で分割しております。当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

[前へ](#)

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第17期)	自 平成24年7月1日 至 平成25年6月30日	平成25年9月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第18期第3四半期)	自 平成26年1月1日 至 平成26年3月31日	平成26年5月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年9月27日

株式会社ファーストエスコ
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野 口 准 史

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 岡 裕 樹

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファーストエスコの平成24年7月1日から平成25年6月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファーストエスコ及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年7月31日に、会社の持分法適用会社である株式会社白河ウッドパワーの全株式（9,800株）を取得し、会社の連結子会社とした。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ファーストエスコの平成25年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ファーストエスコが平成25年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年9月27日

株式会社ファーストエスコ

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野 口 准 史

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 岡 裕 樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファーストエスコの平成24年7月1日から平成25年6月30日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファーストエスコの平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年7月31日に、会社の持分法適用会社である株式会社白河ウッドパワーの全株式(9,800株)を取得し、会社の連結子会社とした。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年 5月13日

株式会社ファーストエスコ

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野 口 准 史

指定社員
業務執行社員 公認会計士 吉 岡 裕 樹

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファーストエスコの平成25年7月1日から平成26年6月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成26年1月1日から平成26年3月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年7月1日から平成26年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファーストエスコ及び連結子会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。